

# 復興整備計画

（第4回変更）

釜石市・岩手県

平成25年1月30日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

釜石市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

### （1）都市構造の方針

- ・ 生命優先の減災のまちづくりと現位置復興を基本に、ハード整備（地盤の嵩上げ等）とソフト対策（地震発生時は高台避難の大原則・自助、共助の避難体制等）を組み合わせた津波災害に強い都市構造を目指す。
- ・ 既存のコミュニティを中心に、漁業集落の再編、東部地区（中心市街地）、鵜住居地区（低平地市街地）の集約を進め、少子高齢化社会の到来に備える。
- ・ 自然の大きな力に対し畏敬の念を持ちながら、自然と共に歩みを続け、当市の素晴らしい自然環境を次世代に継承することを目指す。

### （2）津波への対応

- ・ L1津波（概ね数十年から数百年程度で起きた頻度の高い津波。釜石では、昭和三陸津波や明治三陸津波クラスを指す。）に対しては防浪施設（防波堤・防潮堤・防潮林等）の整備により生命財産の保全を図り、L2津波（頻度の高い津波をはるかに上回り、防波堤や防潮堤といった構造物による対策の適用限界を超える津波。釜石では東日本大震災クラスを指す。）に対しては避難を前提とした生命の保全を図る避難施設、避難場所、避難路の整備を行うこととし、以下の2つの考え方により土地利用を図る。

- ① 高台移転や多重防衛により、浸水しない区域において新たなまちづくりを行う地域
- ② 建築規制などを取り入れることで、ある一定の浸水を許容しつつ、土地利用（公園・農地等を含む）を行う地域

### （3）産業復興の取組み

- ・ 栗橋地区、甲子地区などの内陸部の農業集落と沿岸部の漁業集落を結びつけたグリーン・ツーリズムに取組み、産業復興を図ります。
- ・ 地域資源を生かした特産品開発やブランド化、水産業・農業の6次産業化などのソフト対策により高付加価値化を図りつつ、沿道型販売所の整備、農業用施設整備に対する支援等のハード対策も実施し、地域産業の復興を図る。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### （1）復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

安全確保と生活再建の観点から、頻度の高い津波への整備目標高さに対し、最大クラスの津波シミュレーションを行い再現された結果に基づいた土地利用を図ります。

#### ・ 中心市街地

L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波による一定程度の浸水を許容するまちづくりを行う。主として住宅地、商業業務地として利用する。

#### ・ 低平地市街地

L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ都市機能を集約再配置し、主として防災機能の拠点となる公共施設用地、住宅地、商業業務地として利用する。L2津波が浸水する箇所は、主として公園や工業用地として利用する。

#### ・ 漁業集落およびその他の集落

L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ住宅地を移転する。L2津波が浸水する箇所は、主に水産関連施設用地や

農地として利用する。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 大槌湾・両石湾沿岸

- ・ 片岸地区、鵜住居地区は、L2津波が浸水しないJR山田線より西側の区域を主に住宅地として土地利用を図る。JR山田線より東側については、業務用地、公園、農地（都市計画区域内に整備する市民農園）などの非居住用途とする。
- ・ 根浜地区は、砂浜などの地域資源を活用した観光レクリエーションエリアとして整備するため、観光施設用地として土地利用するほか、L2津波が浸水しない高台は住宅地として土地利用する。
- ・ その他の半島部の集落は、L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 発災時の箱崎半島の集落の孤立解消を図るため箱崎半島内陸部（鵜住居～根浜間）にアクセス道路を整備する。室浜地区、箱崎白浜地区、桑ノ浜地区、両石地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

② 釜石湾沿岸

- ・ 釜石東部地区は、釜石市の復興を先導する拠点であり、主として商業用地、業務用地、住宅用地として土地利用する。浸水深が大きい区域は産業施設エリアとして水産加工業等の工業用地や公園として土地利用する。公共公益施設や津波防災拠点施設等を集約させた市街地を整備する。
- ・ 嬉石松原地区、平田地区、尾崎白浜地区は、住宅地として利用する他、居住に適さない区域は水産漁業関係施設用の産業用地や商業地、公園として土地利用する。
- ・ 釜石東部地区、嬉石松原地区、平田地区においては、L2津波が浸水する区域であっても、想定浸水深が2mを下回る土地の区域については住居系も含む土地利用を図り、想定浸水深が2mを超える土地の区域については住宅建設を制限する規制を導入して非居住の土地利用を誘導する。
- ・ 尾崎白浜地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

③ 唐丹湾沿岸

- ・ L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、農地、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 荒川地区の一部において土地改良事業を実施するほか、唐丹片岸地区において農地の災害復旧事業を行い、本郷地区において農地の災害復旧事業の実施を検討する。佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。
- ・ 佐須地区、花露辺地区、本郷地区、大石地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	片岸1 地区	事業の名称：片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	鵜住居1	事業の名称：鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業

	地区	事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	東部 1 地区	事業の名称：東部地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	嬉石松原 1 地区	事業の名称：嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	平田 1 地区	事業の名称：平田地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
(2) 土地改良事業	荒川 2 地区	事業の名称：農用地災害復旧関連区画整理事業（復興基盤総合整備事業） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：土地改良事業（区画整理）
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	室浜 1 地区	事業の名称：室浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	根浜 1 地区	事業の名称：根浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	箱崎 1 地区	事業の名称：箱崎地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市

		実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
箱崎白浜1 地区	事業の名称：箱崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度	
桑ノ浜1 地区	事業の名称：桑ノ浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度	
両石1 地区	事業の名称：両石地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度	
尾崎白浜1 地区	事業の名称：尾崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度	
花露辺1 地区	事業の名称：花露辺地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度	
本郷1 地区	事業の名称：本郷地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度	
小白浜1 地区	事業の名称：唐丹地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度	
荒川1 地区	事業の名称：荒川地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度	
(5)住宅地区改良事業		

(6)都市施設の整備に関する事業	片岸 2 地区	事業の名称：片岸地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	鵜住居 2 地区	事業の名称：鵜住居地区津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：鵜住居地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	鵜住居 3 地区	事業の名称：地域屋外スポーツセンター整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：復興拠点整備事業
	鵜住居 4 地区	事業の名称：鵜住居2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路事業
	箱崎白浜 2 地区	事業の名称：箱崎白浜地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～26 年度 種類：道路事業
	両石 2 地区	事業の名称：両石地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
	水海 1 地区	事業の名称：水海地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業

	東部 2 地区	事業の名称：釜石東部津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：東部地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	東部 5 地区	事業の名称：東部地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区新校舎（体育館）建設事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：公立学校施設整備事業
	小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区公民館施設整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：公立学校施設整備事業
	小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区防災拠点機能整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：復興拠点整備事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		

(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	室浜2 地区	事業の名称：室浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度
	室浜漁港	事業の名称：室浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸3	事業の名称：産業用地整備事業 事業主体：㈱バイオ・パワー・ジャパン、釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸漁港	事業の名称：片岸漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：片岸漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	仮宿1 地区	事業の名称：仮宿地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度
	仮宿漁港	事業の名称：仮宿漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	桑ノ浜2 地区	事業の名称：桑ノ浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度
	桑ノ浜漁港	事業の名称：桑ノ浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度

新浜町 1 地区	<p>事業の名称：新浜町地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石港（第3種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
嬉石漁港	<p>事業の名称：嬉石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：嬉石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
平田漁港	<p>事業の名称：平田漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：平田漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
佐須 1 地区	<p>事業の名称：佐須地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度</p>
佐須漁港	<p>事業の名称：佐須漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
花露辺 2 地区	<p>事業の名称：花露辺地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：唐丹漁港（第2種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度</p>
白浜（釜石 ）漁港	<p>事業の名称：白浜（釜石）漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：白浜（釜石）漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度</p>
大石 1 地区	<p>事業の名称：大石地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度</p>
大石漁港	<p>事業の名称：大石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度</p>

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成24年度から平成30年度まで

6 その他復興整備事業の実施に關し必要な事項（法第46条第2項第6号）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	根浜1地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		1(1.06) 1.06	
2	集団移転促進事業	小白浜1地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		2(1.98) 1.98	
3	集団移転促進事業	荒川1地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		1(1.08) 1.08	
4	都市施設の整備に關する事業	鵜住居2地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		11(10.55) 10.55	
5	都市施設の整備に關する事業	鵜住居4地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		6(6.39) 6.39	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に關連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
2	集団移転促進事業	室浜1地区	○										
		根浜1地区	○										
		箱崎1地区	○										
		箱崎白浜1地区	○										
		桑ノ浜1地区	○										
		両石1地区	○										
		尾崎白浜1地区	○										
		花露辺1地区	○										
		本郷1地区	○										

		小白浜1 地区	○										
		荒川1 地区	○										
		室浜2 地区	○										
		桑ノ浜2 地区	○										
13	その他施設の整備に関する事業	佐須1 地区	○										
		花露辺2 地区	○										
			○										

(注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

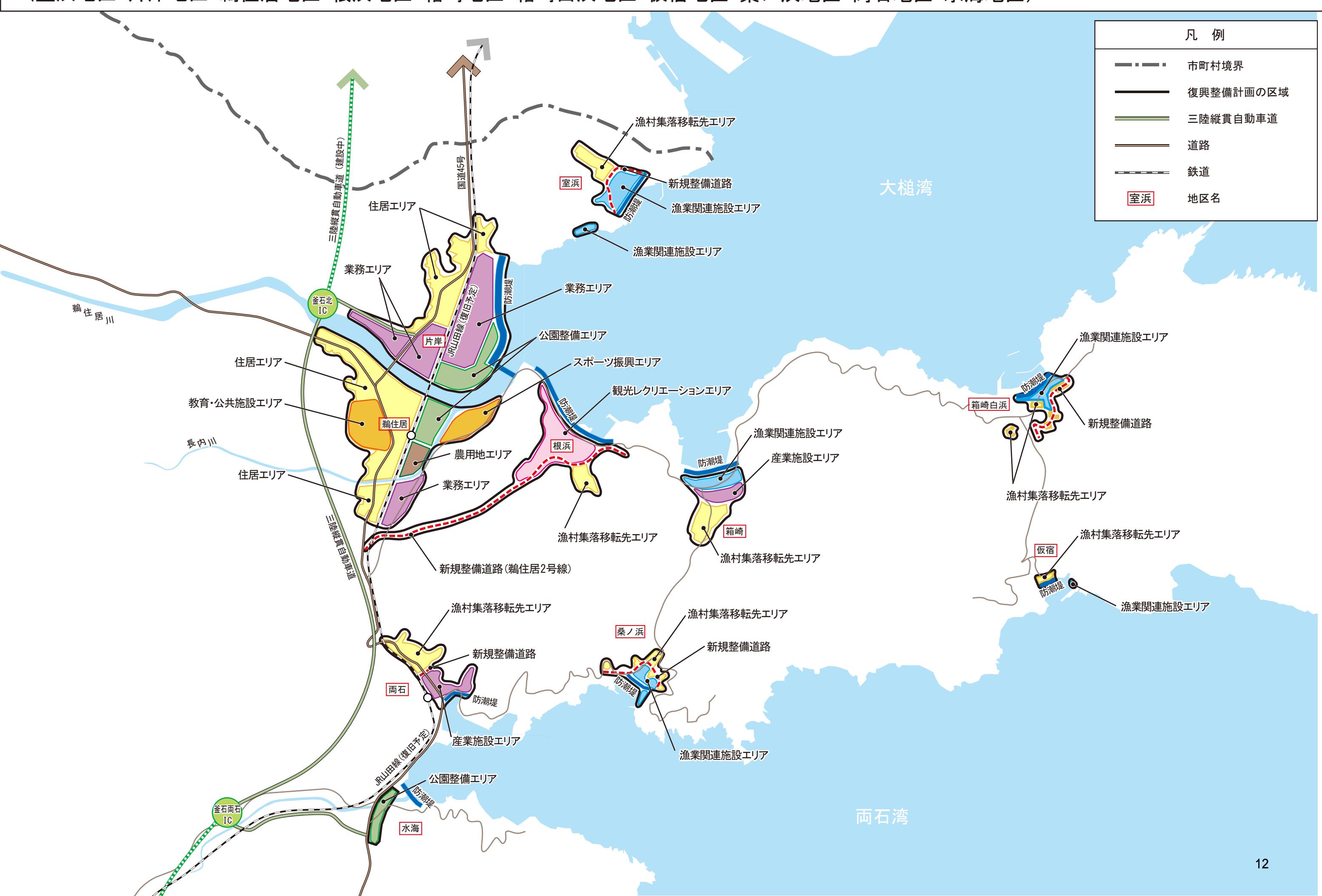
## 土地利用構想図 (1/3)

(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000

1000

2000  
I



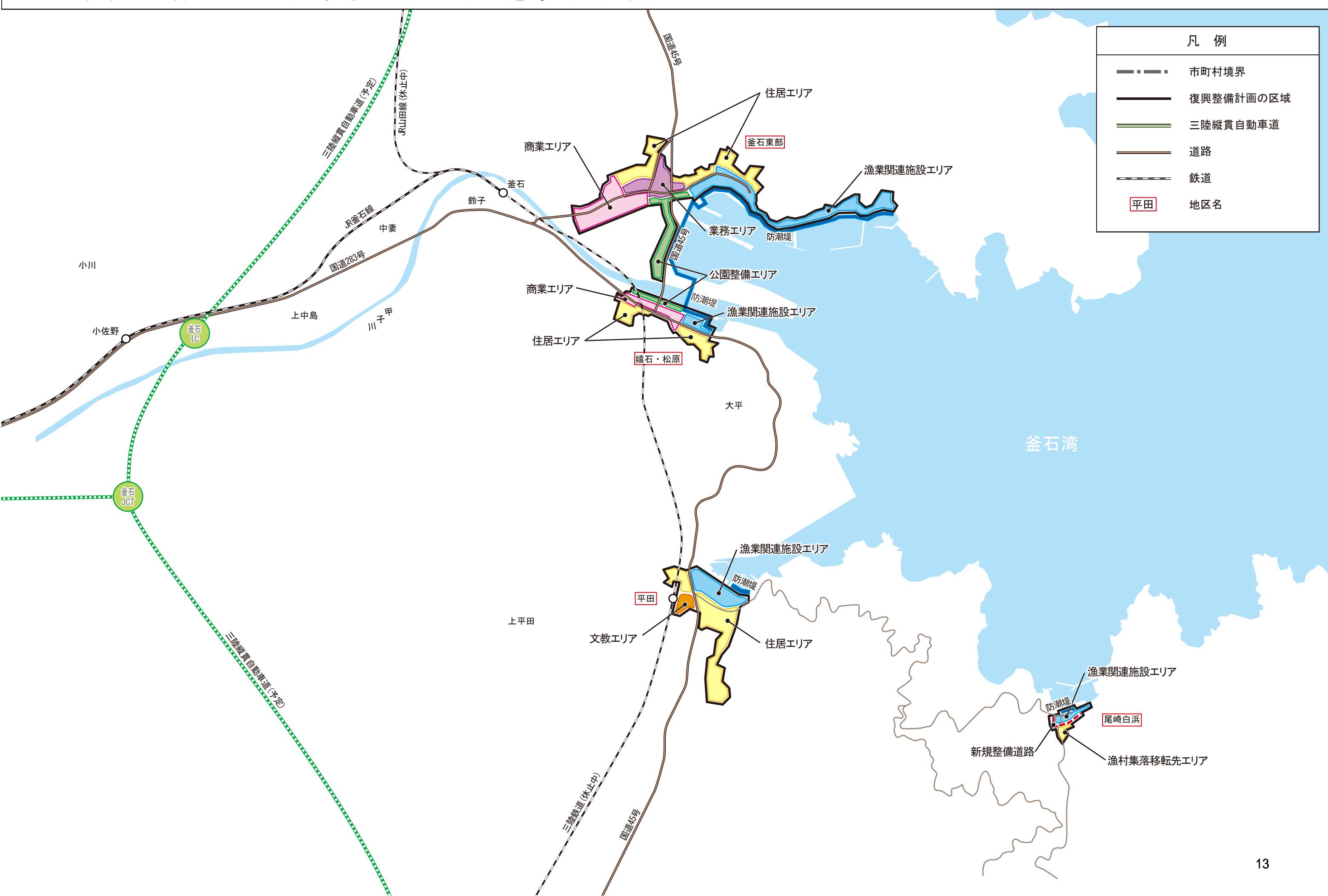
## 土地利用構想図 (2/3)

（釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区）

1:25,000

1000

2000



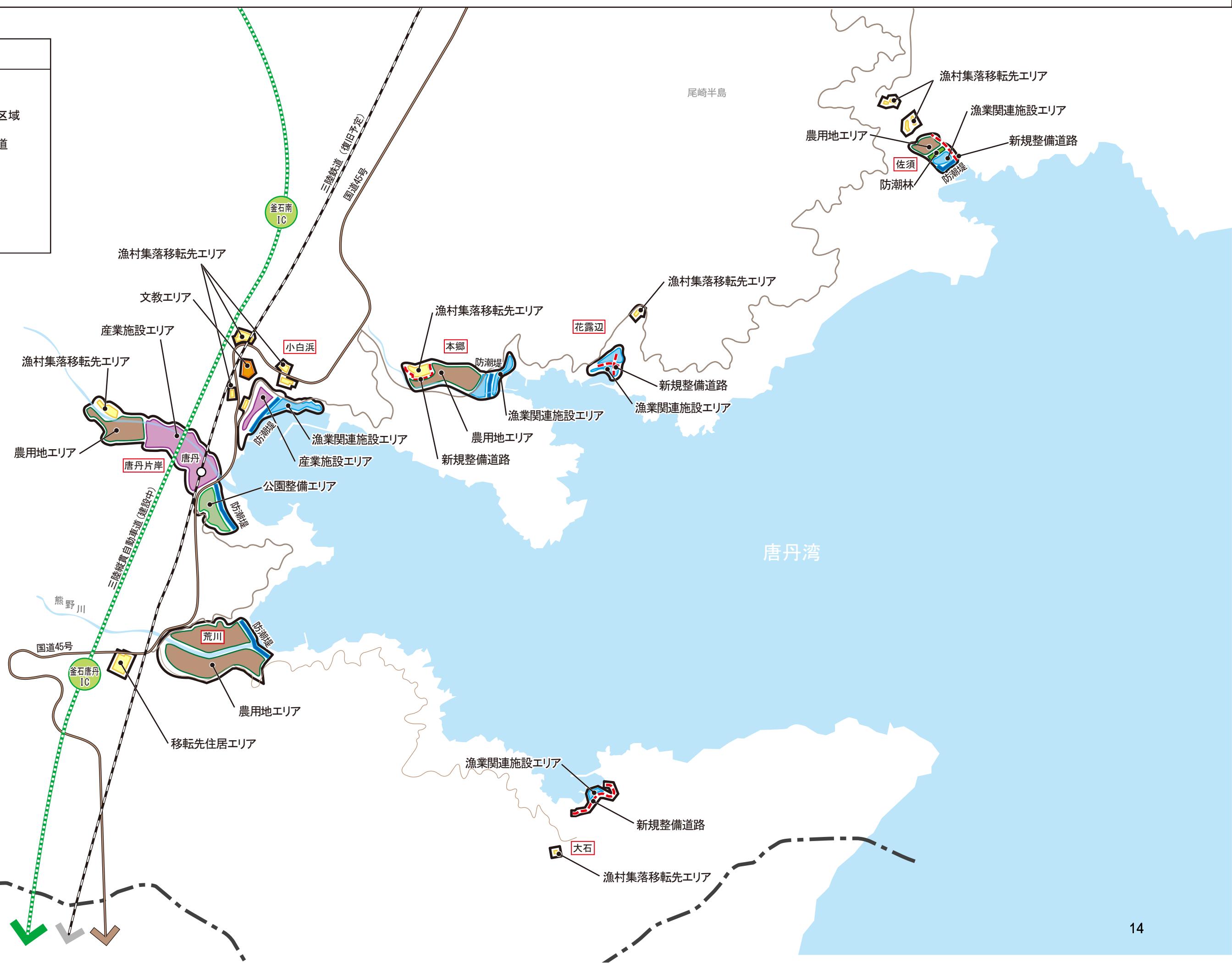
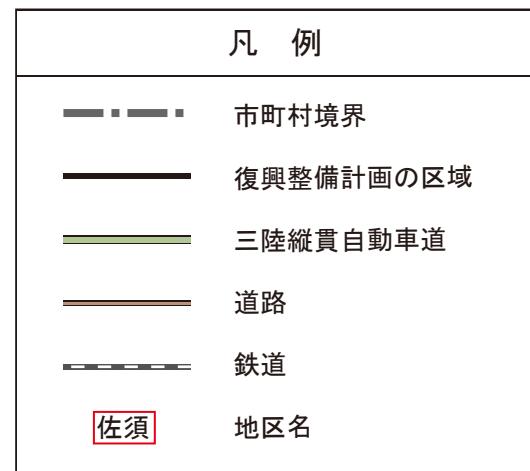
## 土地利用構想図 (3/3)

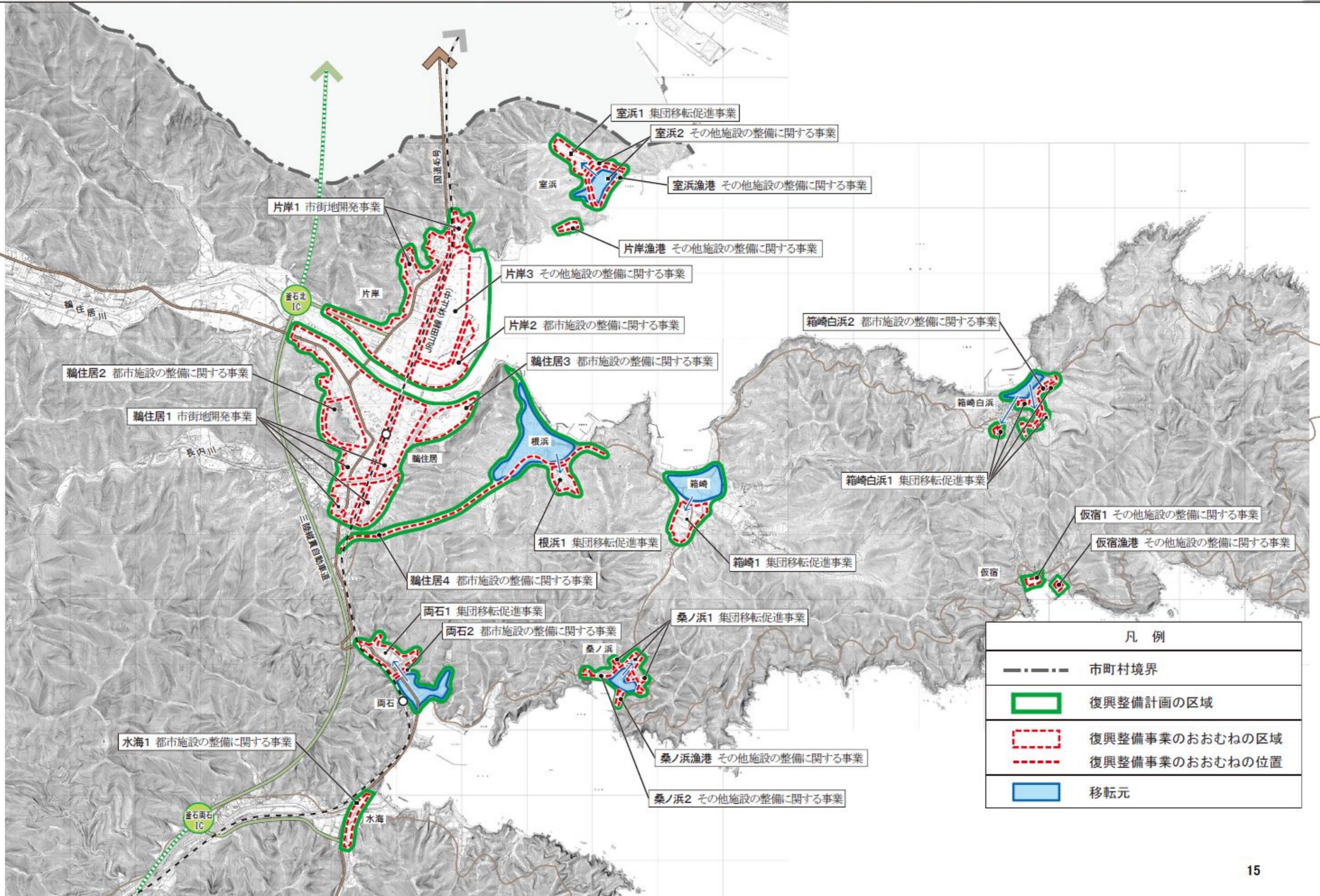
(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

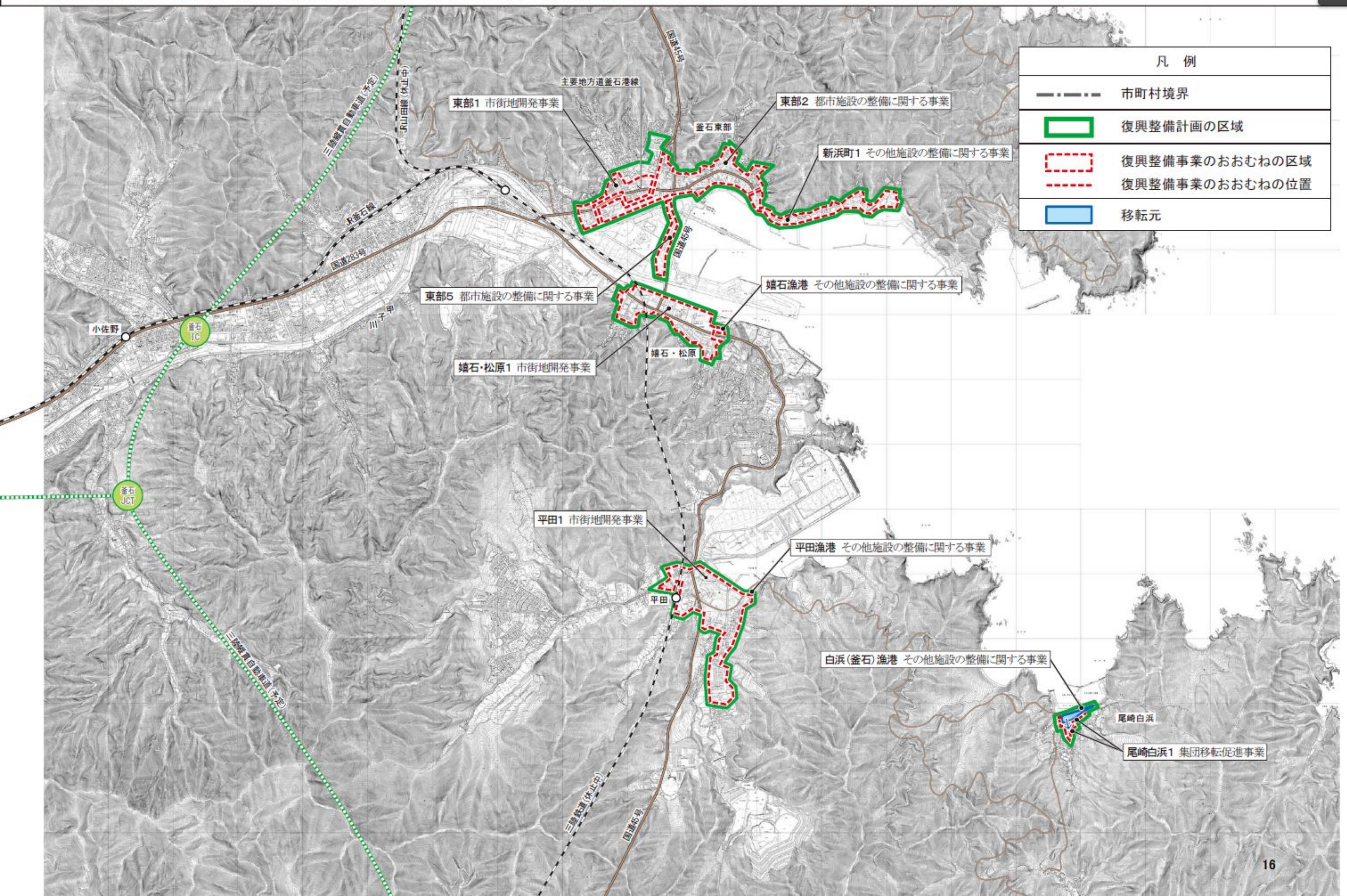
1:25,000

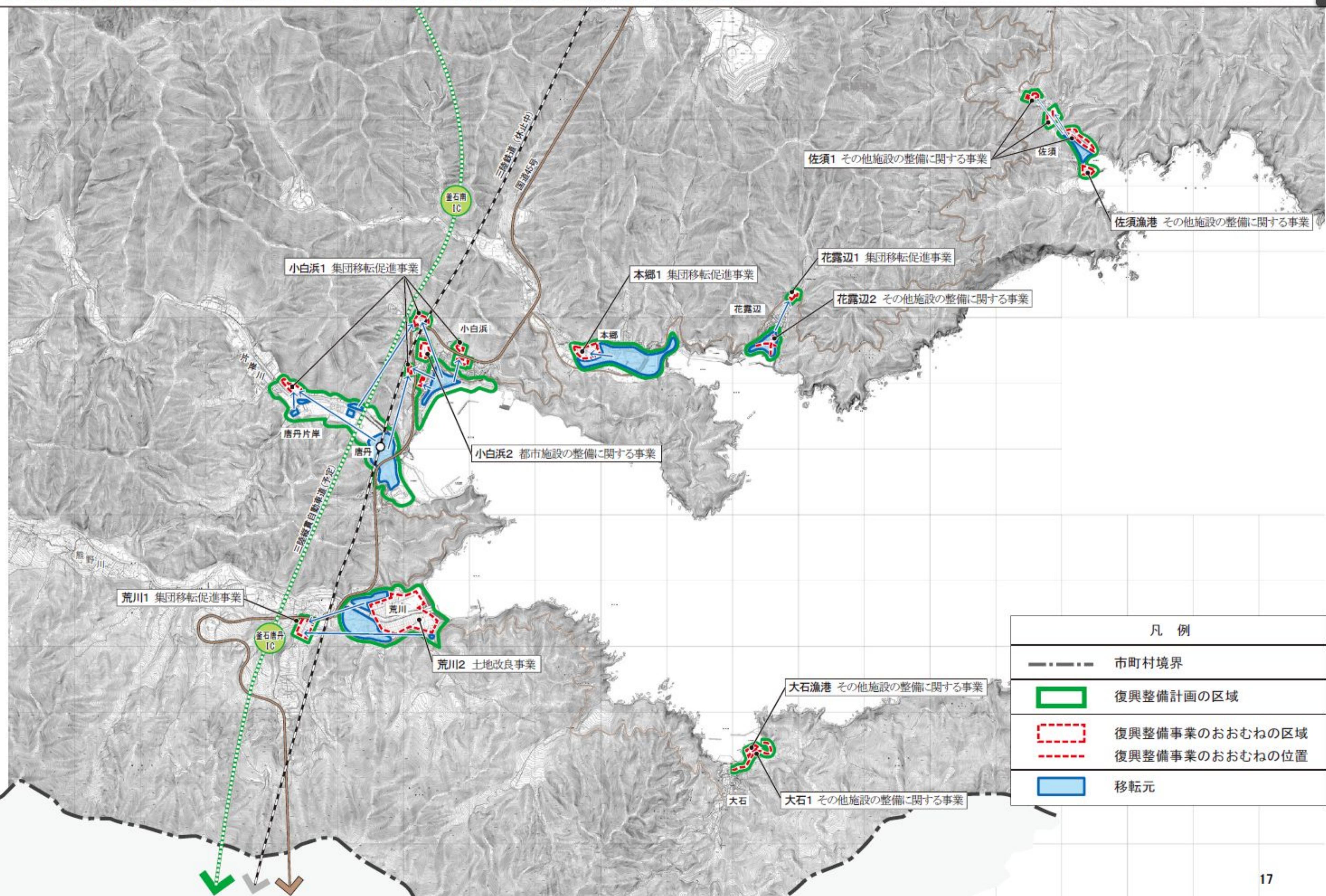
1000

2000









## 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の 地目現況(ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況				
					他地域との重複		細区分の 指定状況									
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	名称	面積	名称	面積								
1	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(根浜 地区)		1	都	1	用途	0.45		森林	1	防災集団移転促進事業による住宅地等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森 林計画の変更			
2	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(小白 浜地区)		2					2	森林	2	防災集団移転促進事業による住宅地等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森 林計画の変更			
3	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(荒川 地区)		1	農	1				森林	1	防災集団移転促進事業による住宅地等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森 林計画の変更			
4	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(鵜住 居地区)		11	都	11				森林	11	津波復興拠点整備事業による公益的施設等整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森 林計画の変更			
5	釜石森林地域 (14-12)	釜石市(鵜住 居2号線地区)		6	都	6	用途	0.21		森林	6	道路整備に伴い森林でなくなる見込みであり、森林として利用保全を図る必要がないため。	大槌・気仙川地域森 林計画の変更			
合 計				21												

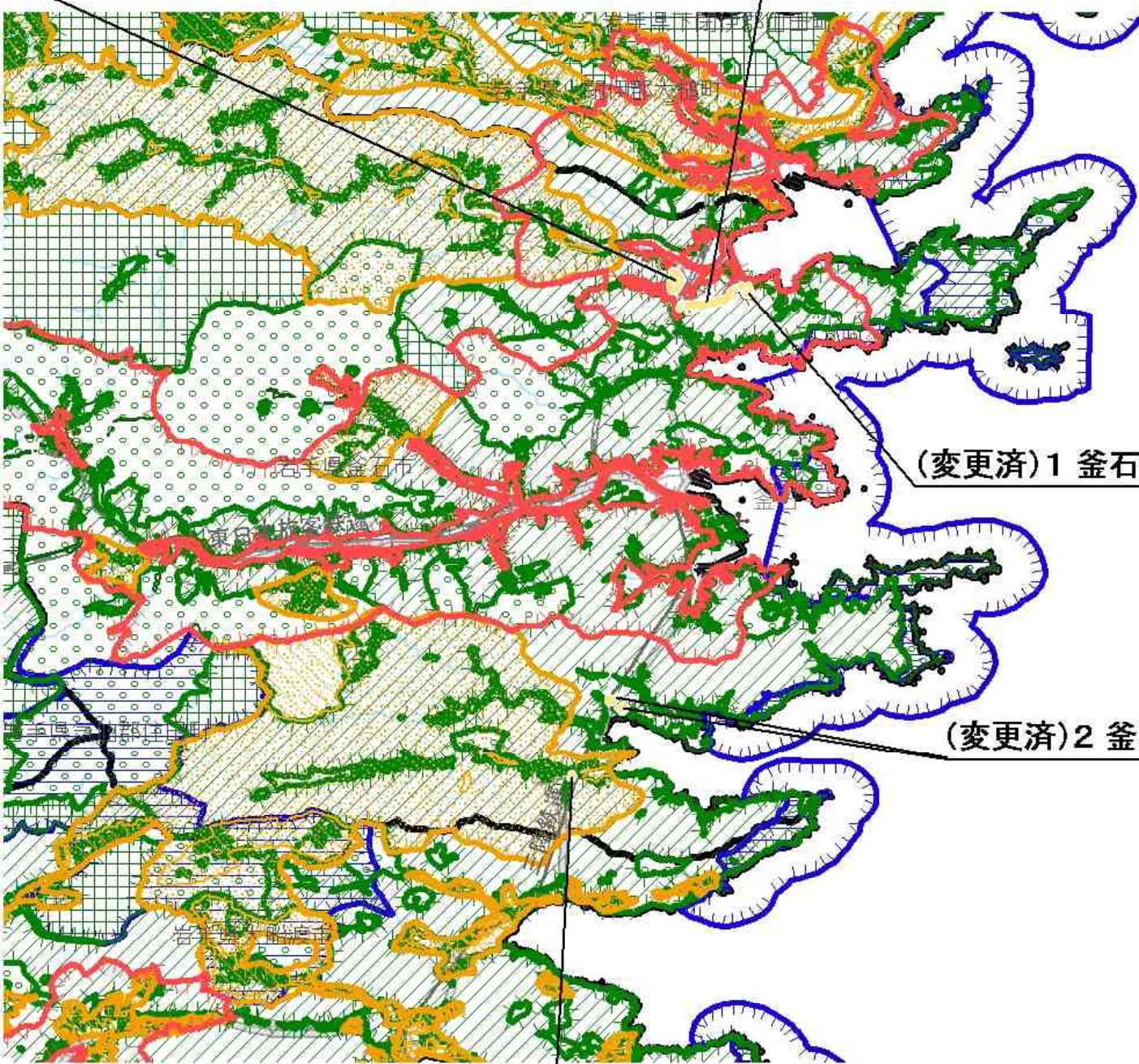
### 【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

# 変更位置図1~5(基本計画図14-12)

(変更済)4 釜石森林地域(縮)(鵜住居地区)

5 釜石森林地域(縮)(鵜住居2号線地区)

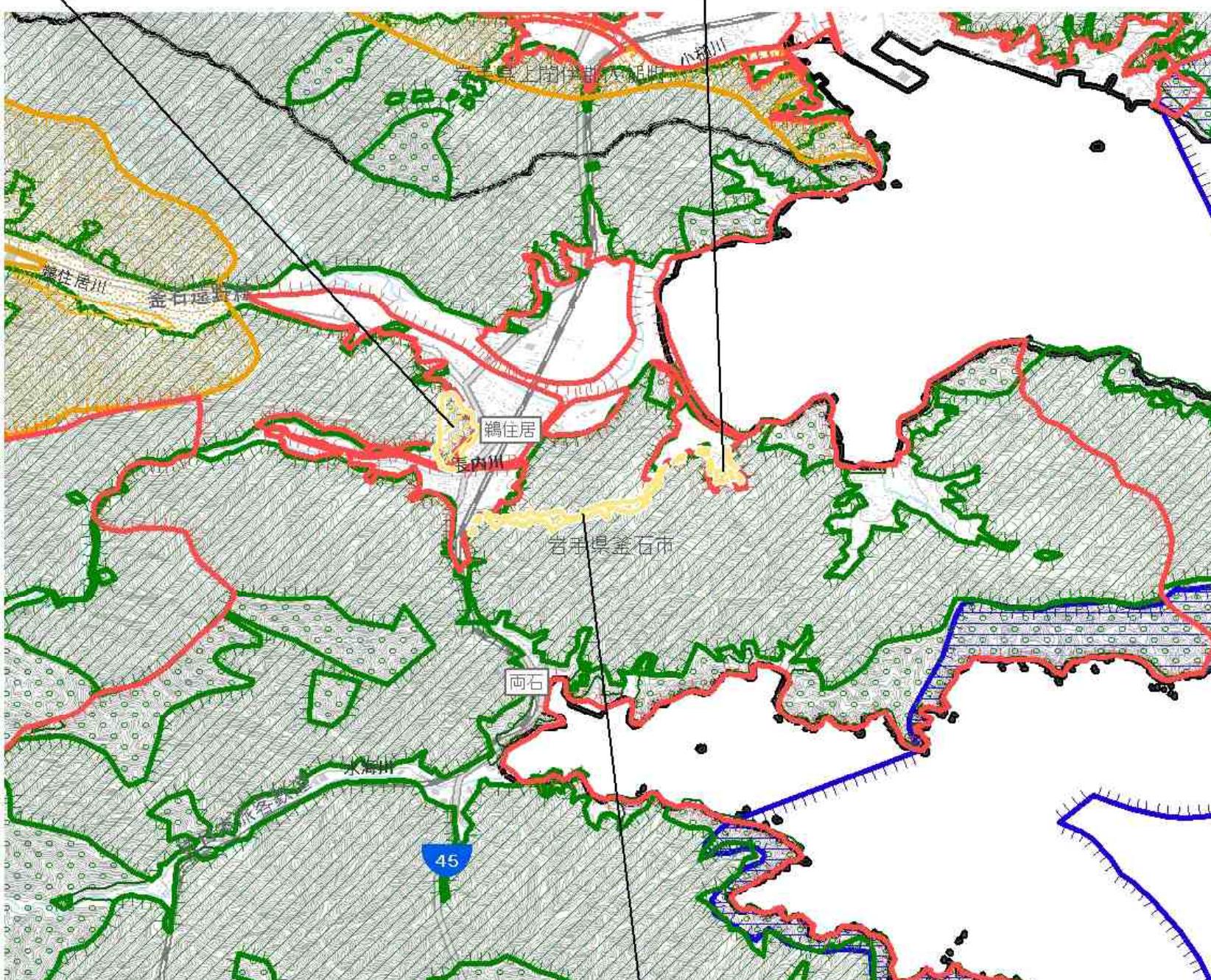


(S=1:200,000)

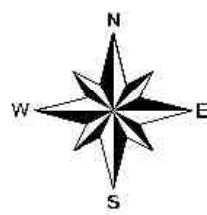
# 変更区域図1、4、5(基本計画図14-12)

(変更済)4 釜石森林地域(縮)(鵜住居地区)

(変更済)1 釜石森林地域(縮)(根浜地区)



5 釜石森林地域(縮)(鵜住居2号線地区)



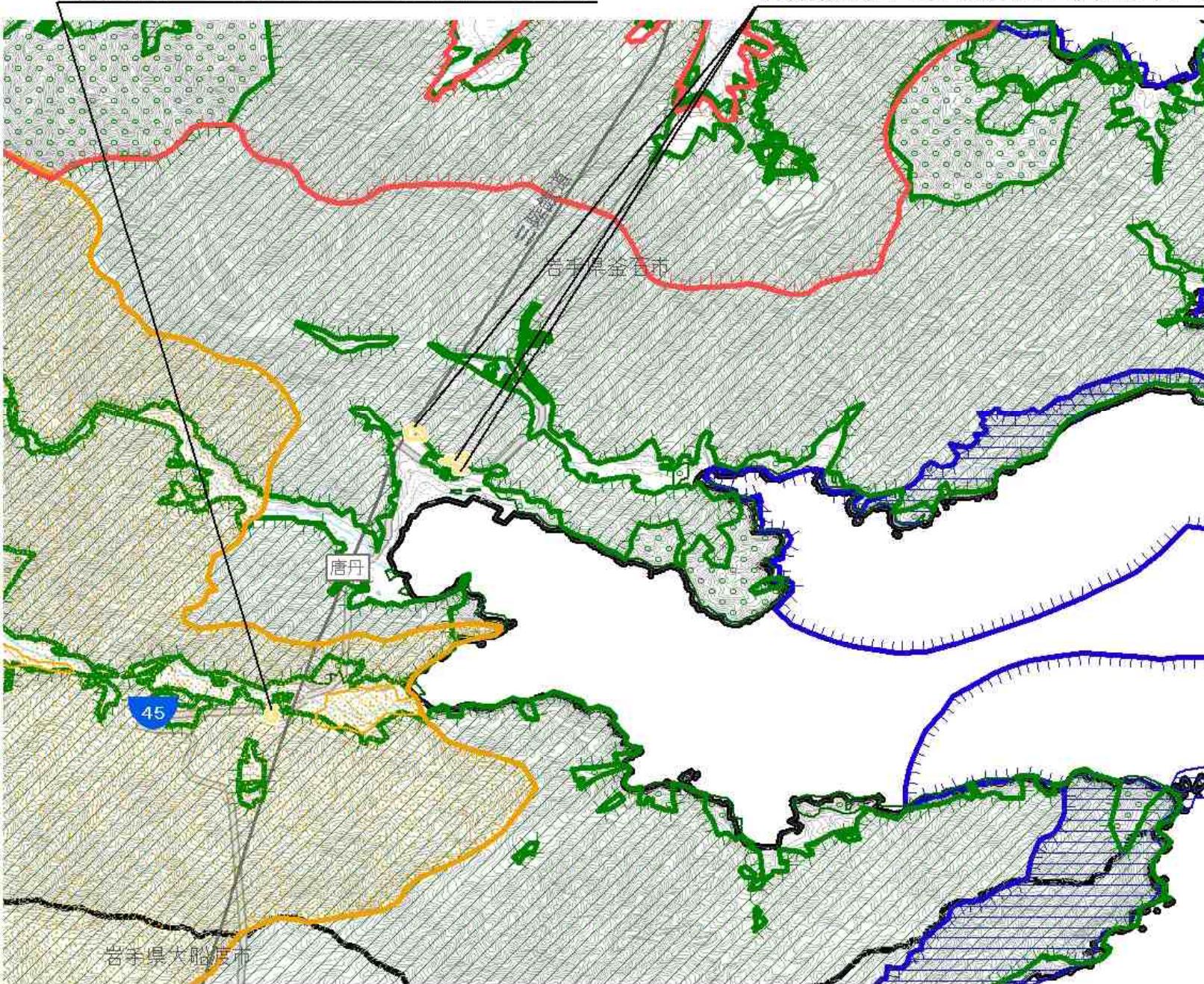
拡大(面)
縮小(面)
都市地域
市街化区域
市街化調整区域
その他の用途地域
農業地域
農用地区域
森林地域
国有林
地域森林計画対象民有林
保安林
自然公園地域
特別地域
特別保護地区
自然保全地域
原生自然環境保全地域
特別地区
行政区画
都道府県界
都市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
不明
空港
港湾
駅名
新幹線
JR在来線
その他鉄道
高速道路
一般国道
主要地方道
河川
湖沼
建築物
等高線
海岸線
岩手県行政界
青森県行政界
宮城県行政界
秋田県行政界
山形県行政界

(S=1:50,000)

# 変更区域図2、3(基本計画図14-12)

(変更済)3 釜石森林地域(縮)(荒川地区)

(変更済)2 釜石森林地域(縮)(小白浜地区)



(S=1:50,000)

## 様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

### 森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注) 森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

#### 復興整備計画に記載する事項

##### 大槌・気仙川森林計画区

区分		変更前森林面積	変更後森林面積	備考	単位 ha
総数		102, 447	102, 435		
市町村別内訳	大船渡市	24, 696	24, 696		
	陸前高田市	17, 072	17, 066		
	住田町	22, 648	22, 648		
	釜石市	29, 233	29, 227	<u>△6.39ha</u>	
	大槌町	8, 798	8, 798		

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

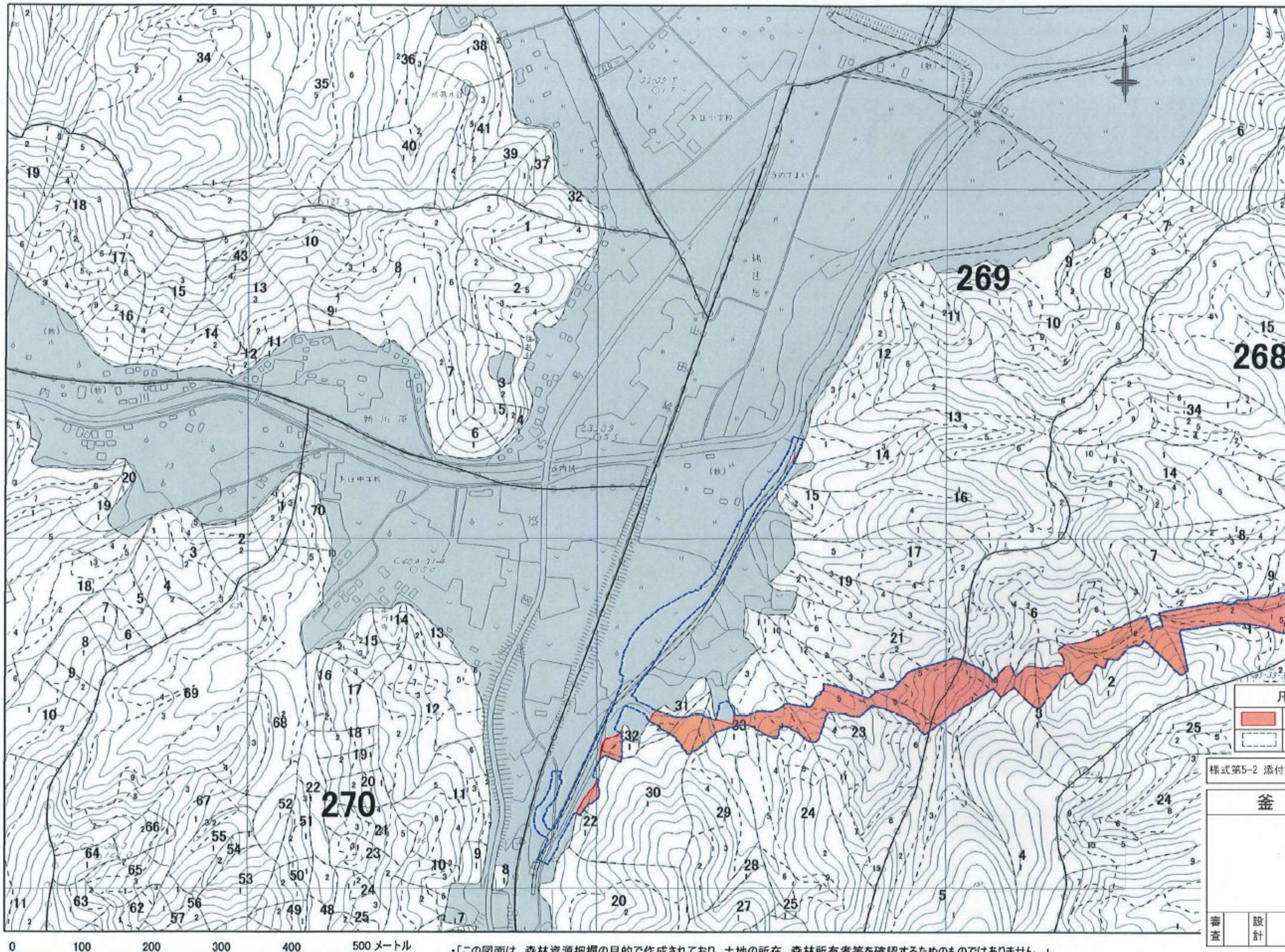
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

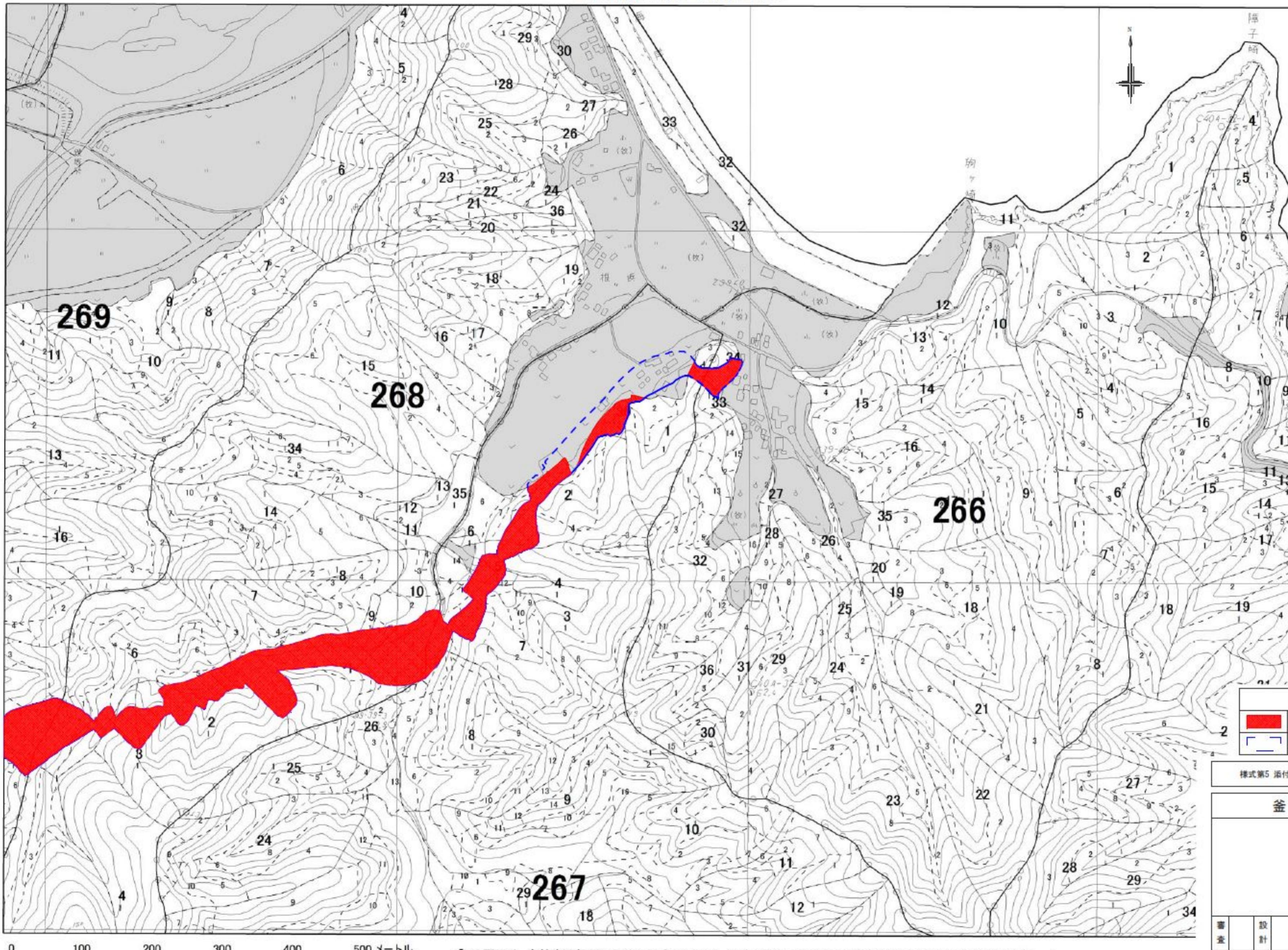
#### 添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知)の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

## 地域森林計画区域の変更図



## 地域森林計画区域の変更図



1	21	3
4	5	6
9	10	11
15	16	17
22	23	24
28	29	30
34	35	36
39	40	41
45	46	47

## 凡例

- スキ1-15
- スキ16-35
- スキ36-
- スキ(混)
- アカマツ1-15
- アカマツ16-35
- アカマツ36-
- アカマツ(混)
- カラマツ1-15
- カラマツ16-35
- カラマツ36-
- カラマツ(混)
- その他針葉樹1-15
- その他針葉樹16-35
- その他針葉樹36-
- その他針葉樹(混)
- その他広葉樹
- その他
- 水土保全林
- 森林と人の共生林
- 資源の循環利用林
- 林班
- 小班
- 施業班

## 凡 例

<span style="background-color: red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	地域森林計画の対象外とする区域
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	事業区域界

様式第5 添付書類 &lt;鰐住居2号地区&gt; (2/2)

釜 石 市

審査	設計	製図	縮尺
24	1:5,000		

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5－2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
釜石市	鵜住居町	第20地割	27他	名称：鵜住居2号線道路事業 種類：都市施設の整備に関する事業（道路）	6.39	事業区域11.33ha うち対象森林6.39ha

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

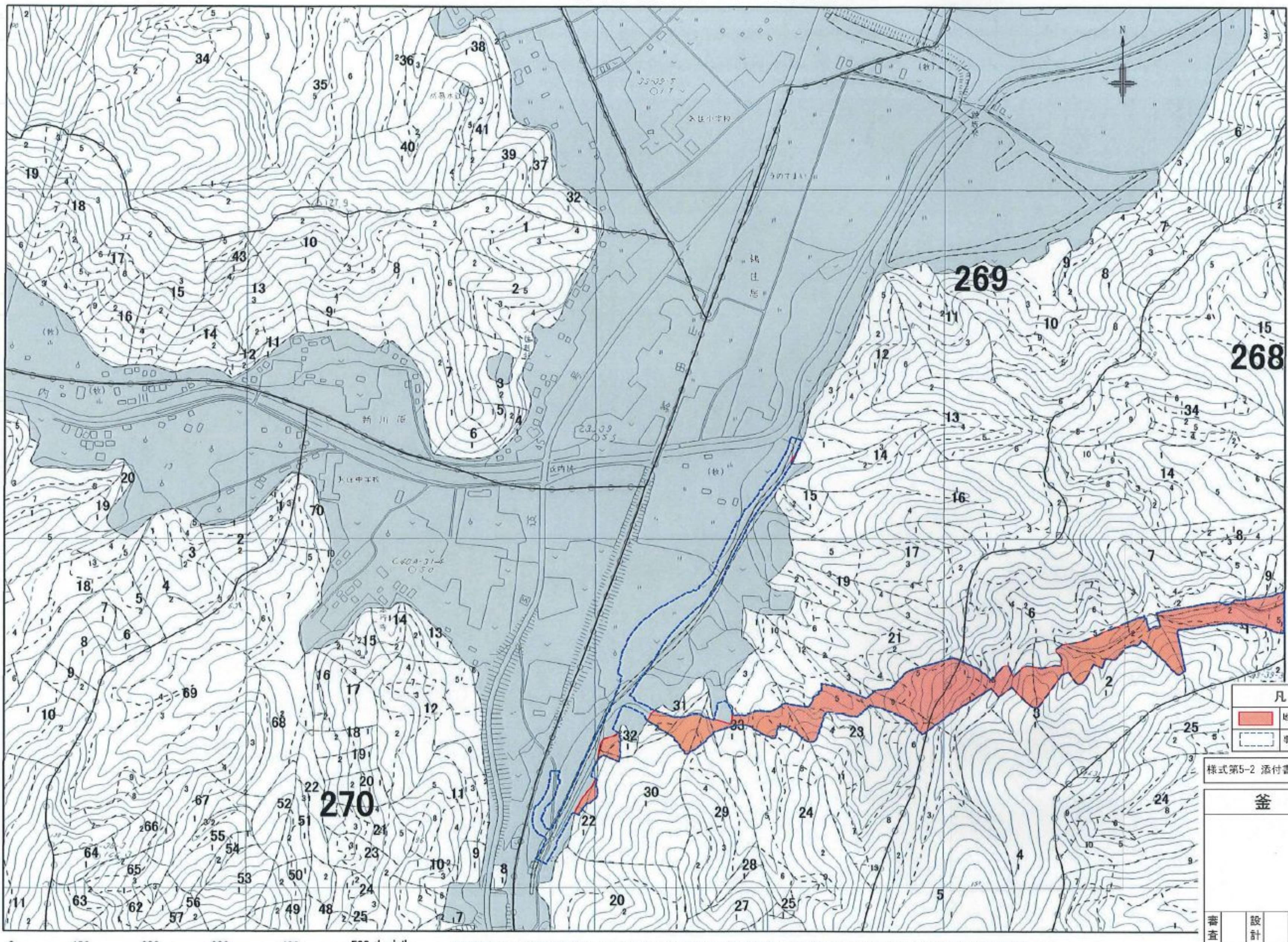
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

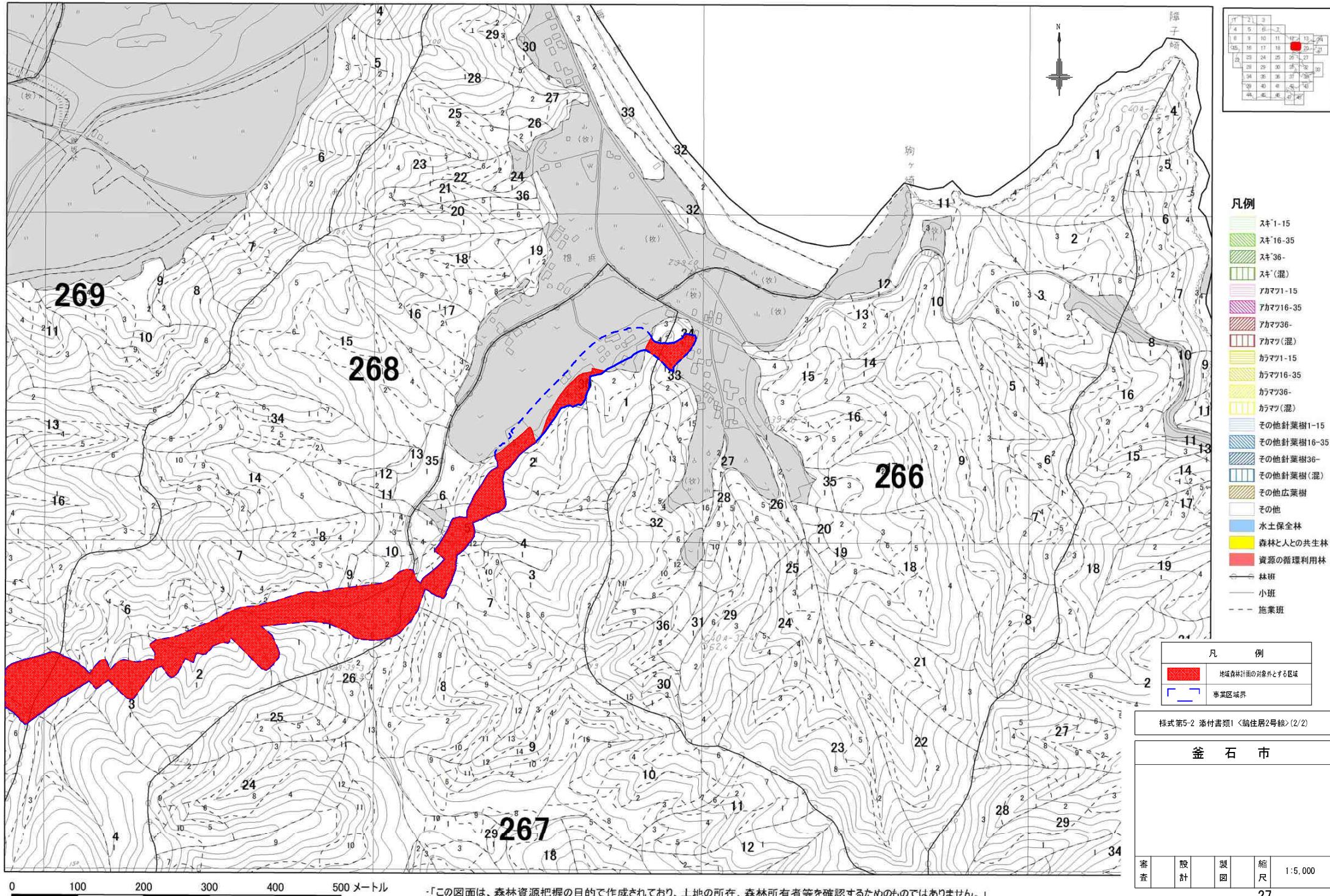
- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

## 地域森林計画区域の変更図



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	9

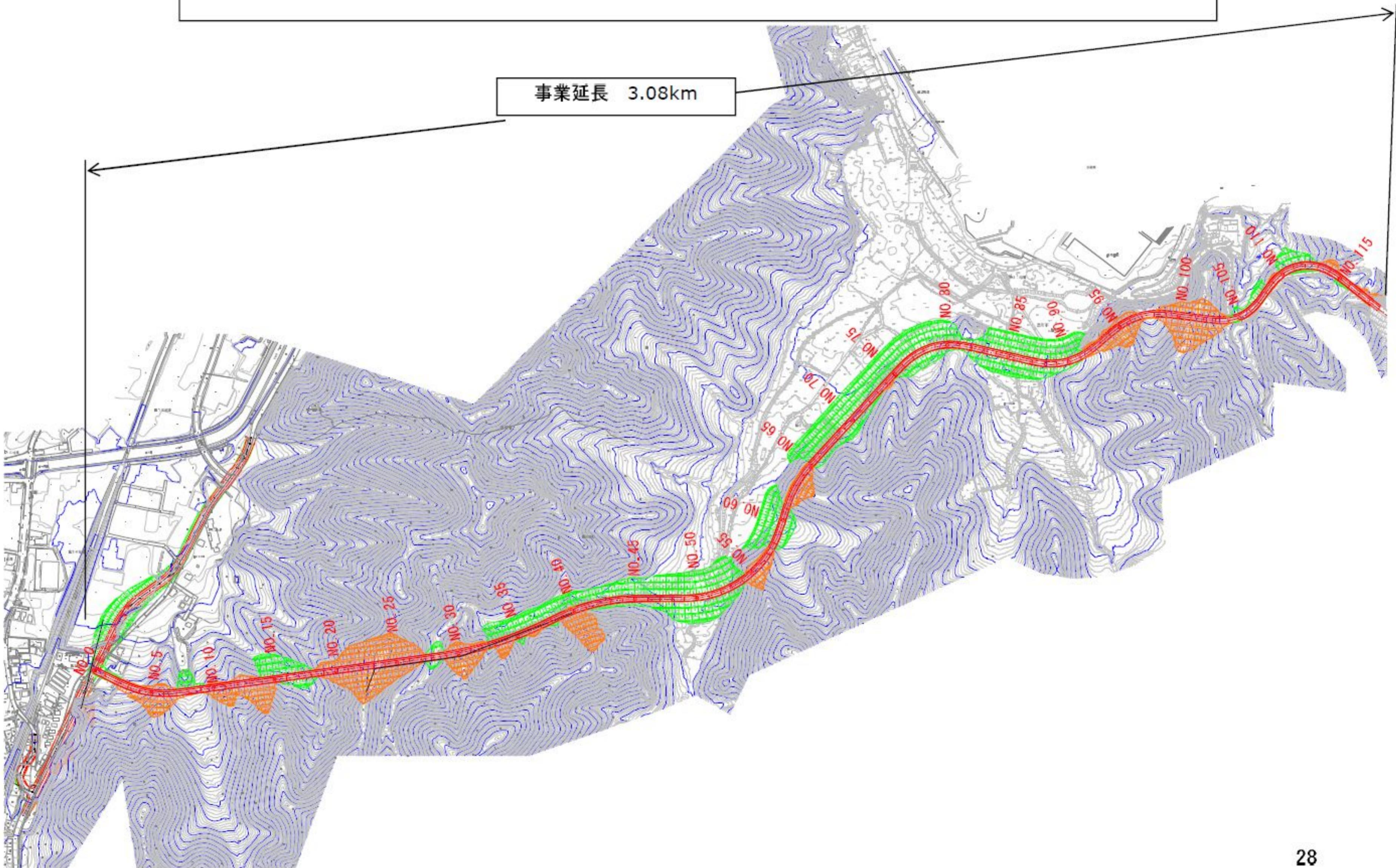
## 地域森林計画区域の変更図



1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48

様式第 5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面<鶴住居 2 号線>



様式第5-2 添付書類3（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

【鵜住居2号線道路整備事業の概要】

- 津波により壊滅的な被害を受けた鵜住居地区と箱崎半島部の既存市街地相互を連絡する幹線道路である一級市道鵜住居2号線の道路整備を行うものである。

- ・ 一級市道鵜住居2号線は、鵜住居地区と箱崎半島部の集落（根浜・箱崎・箱崎白浜・仮宿地区4地区）を連絡する主要道路であり、漁業を中心とした産業活動に必要不可欠な道路であるとともに、バス路線や通学路等、生活を支える重要な道路となっている。
- ・ 整備区間は、海岸沿いの浸水地を通過しているが、防潮堤の整備予定はなく、他に代替ルートもないことから、内陸部のルートに変更し、根浜地区内においては東日本大震災津波規模の津波に対して浸水しない高さで計画し、防災集団移転促進事業と一体となって沿道土地利用の向上に寄与するものである。

1 事業路線	鵜住居2号線
2 事業延長	3.08 km
3 総事業費	1,478,580千円
4 事業期間	平成24年度～平成27年度